

議案第 33 号

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第273号）
の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「退職した日における給料月額に管理者としての在職期間1年につき100分の200」を「管理者としての在職期間1年につき、退職した日における給料月額に100分の200を乗じて得た額とし、1年未満の在職期間については、その期間1月につき、退職した日における給料月額に当該割合に12分の1を乗じて得た割合」に改める。

第7条中「前5条」を「第3条から前条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。